

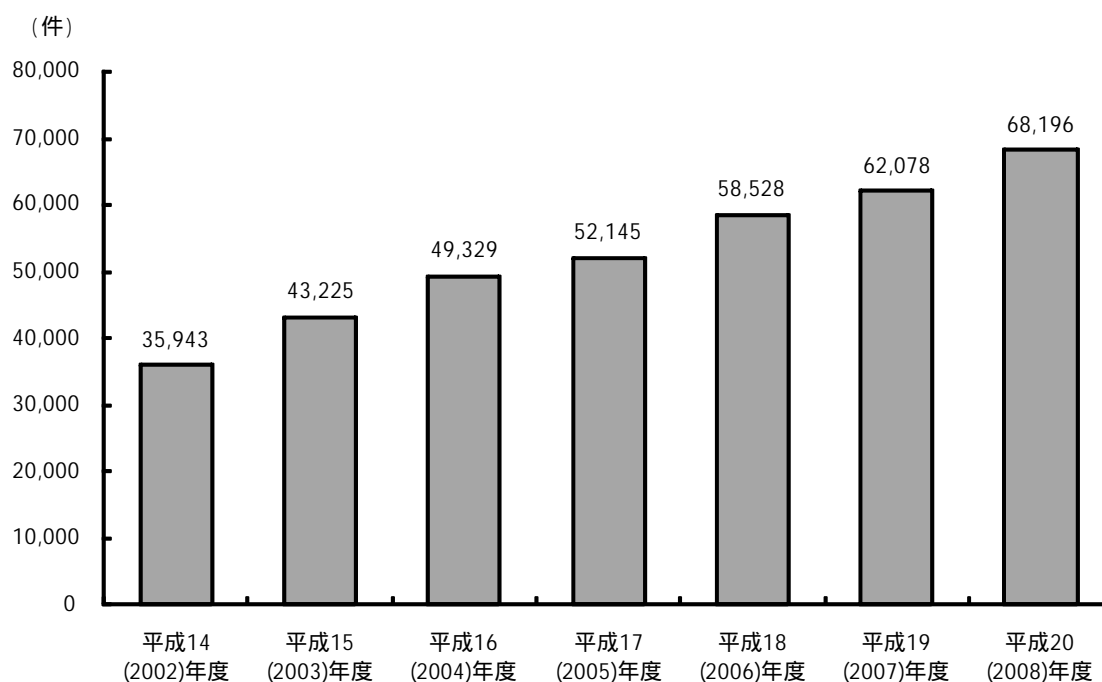
人権が尊重される社会の形成

1. 配偶者等からの暴力の防止

1. 配偶者等からの暴力に関する相談件数・相談の状況

平成 20 (2008) 年度に各都道府県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談件数は 68,196 件であり、配偶者暴力防止法が全部施行された平成 14 (2002) 年度以降、毎年増加している。

図表 - 1 - 1 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移(全国)



注 1 : 施設数は、平成 20(2008)年 4 月 1 日現在 180 か所。

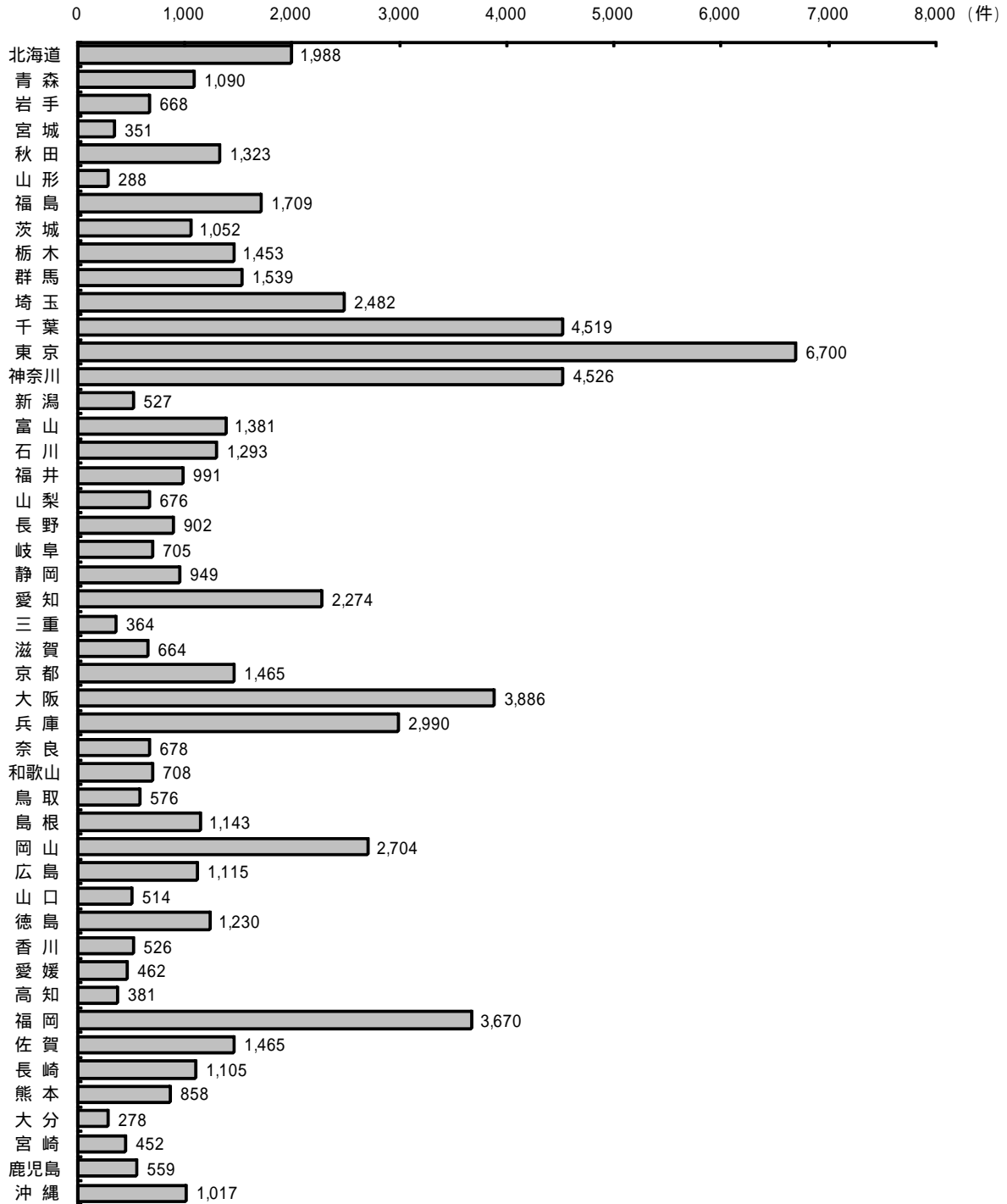
注 2 : 件数は、被害者本人からの相談件数

資料 : 内閣府男女共同参画局

「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について」

平成 20 (2008) 年度に各都道府県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談件数合計 68,196 件を都道府県別に見ると、東京都が 6,700 件と他の道府県に比べて多く、全国の 9.8% を占めている。

図表 - 1 - 2 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数 (都道府県)



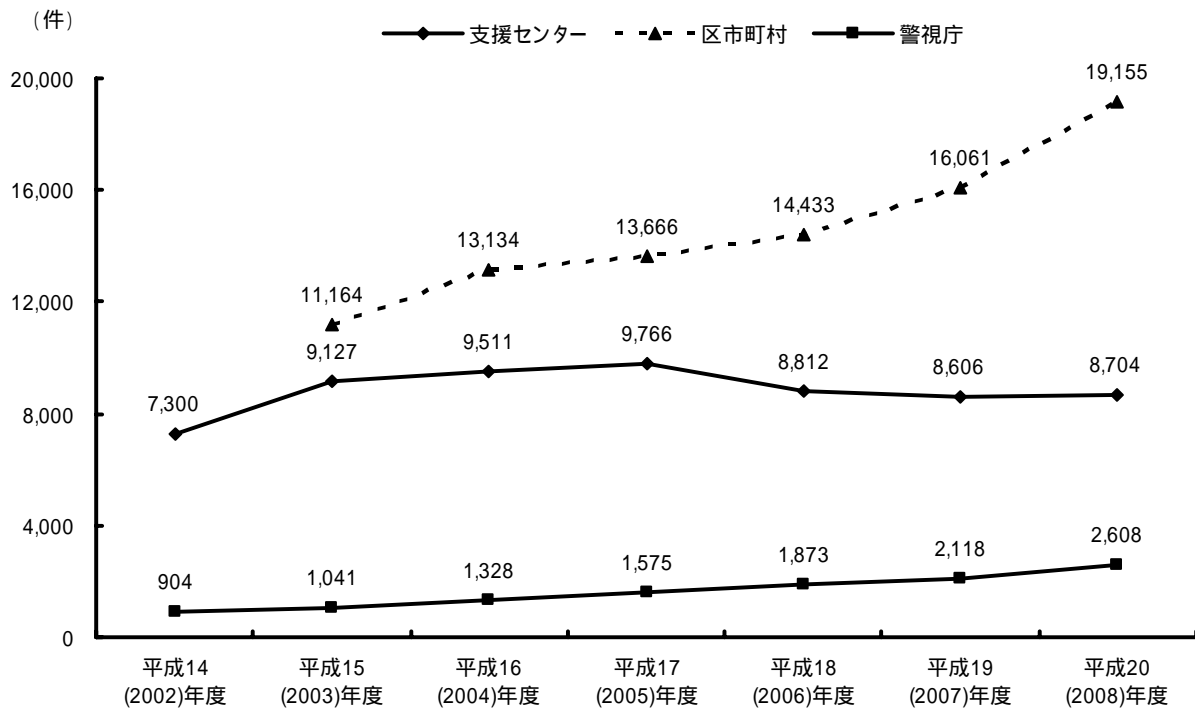
注：被害者本人からの平成 20 (2008) 年 4 月～平成 21 (2009) 年 3 月までの相談件数

資料：内閣府男女共同参画局

「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について」(平成 20 年度)

都内（配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁）で受け付けている配偶者暴力相談件数は配偶者暴力支援センターでは横ばいであるのに対し、区市町村と警視庁は増加している。

図表 - 1 - 3 都内相談件数の推移(東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁)



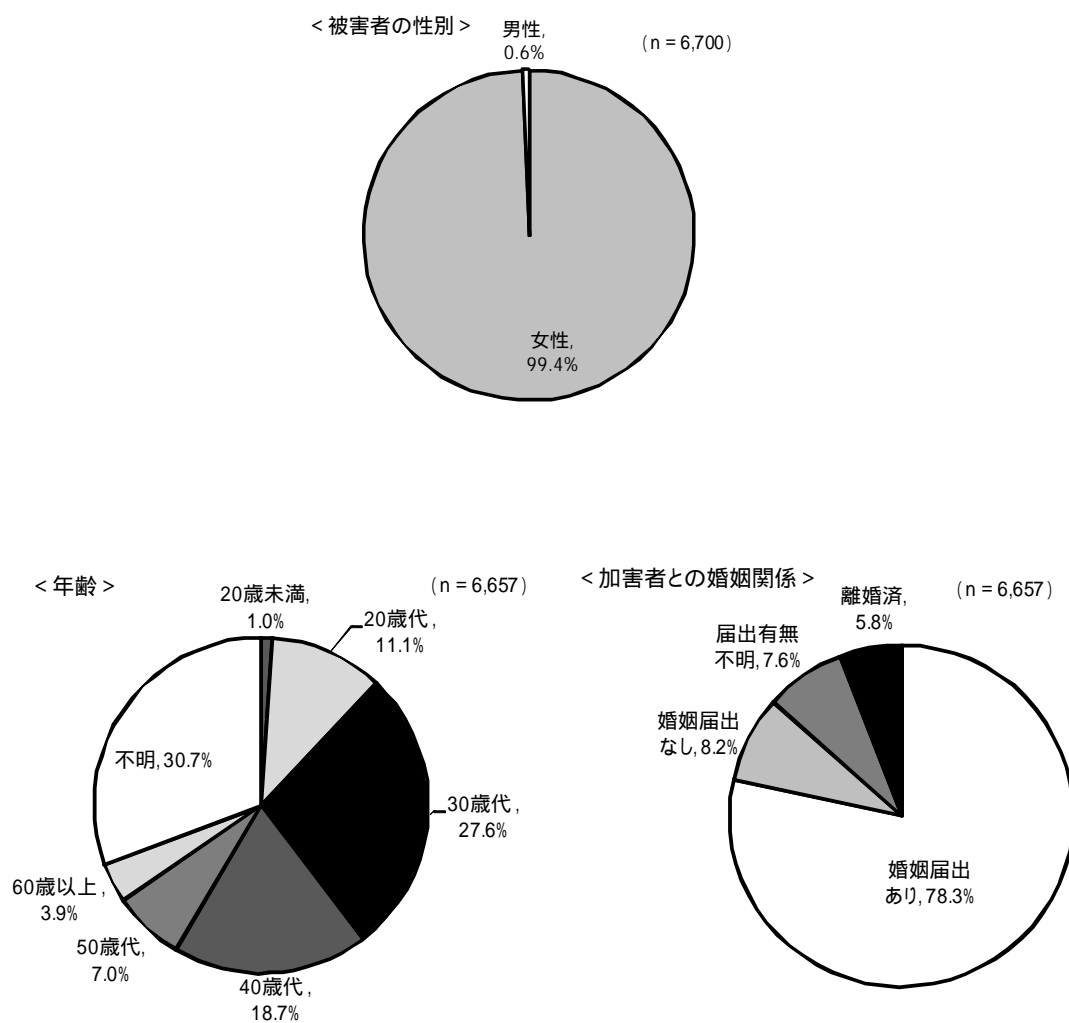
注：東京都の配偶者暴力相談支援センターは、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター

資料：東京都生活文化スポーツ局調べ

平成22年12月13日修正

東京都配偶者暴力相談支援センターにおける平成 20 (2008) 年度の相談からみた被害者の性別は、「女性」が 99.4% を占めている。女性被害者の年齢は、「30 歳代」が最も多く 27.6% となっている。女性被害者について、加害者との関係では「婚姻届出あり」が 78.3% を占めている。

図表 - 1 - 4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談からみた被害者の属性(都)



注1：東京都配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター）が実施した配偶者等暴力被害者本人の電話相談及び来所相談を対象に集計（平成 20(2008)年 4 月から平成 21 (2009) 年 3 月分）

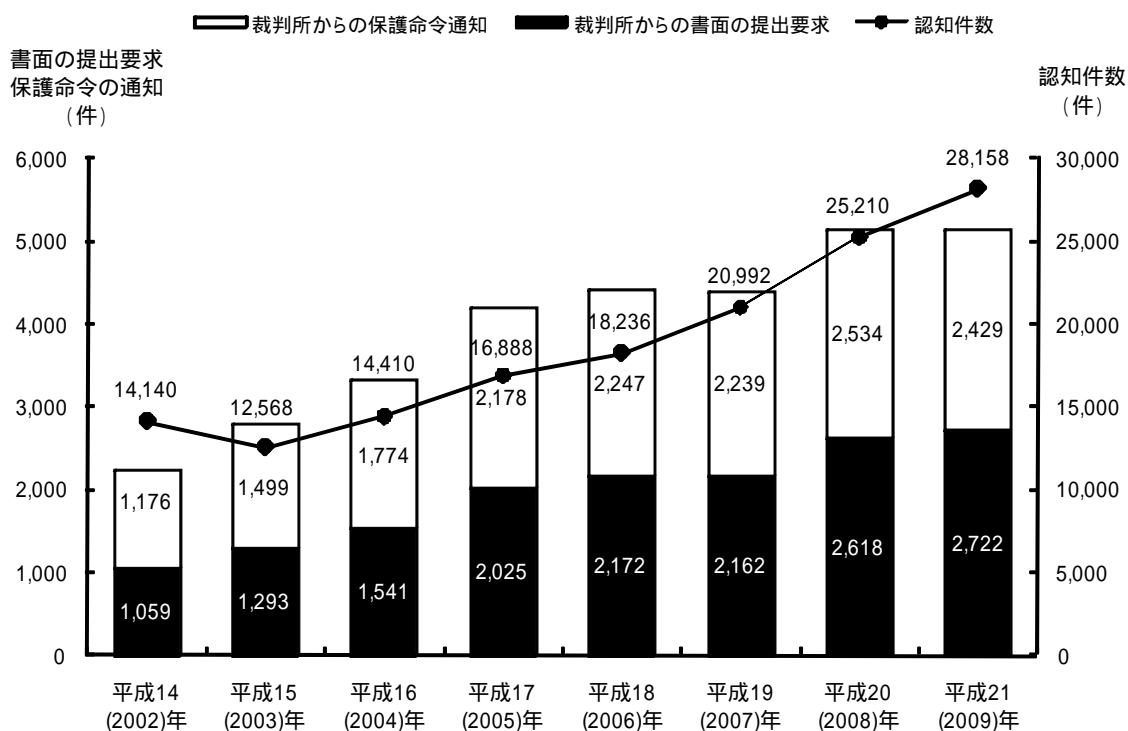
注2：<年齢>と<加害者との婚姻関係>は、<被害者の性別>の「女性」の 6,657 名を対象に集計

資料：東京都生活文化スポーツ局調べ

2. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況

警察で対応した配偶者からの暴力事案の認知件数は、平成 21 (2009) 年は 28,158 件であり、前年に比べて 2,948 件 (11.7%) 増加した。また、配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る警察の対応状況は、平成 21 (2009) 年は「裁判所からの書面の提出要求」が 2,722 件、「裁判所からの保護命令の通知」が 2,429 件となっている。

図表 - 1 - 5 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移(全国)



注1：認知件数には、配偶者からの暴力（「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」）相談を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により認知した件数を計上している。
 注2：認知件数には、平成 16(2004)年 12 月 2 日から、婚姻関係等が解消したのもも計上している。
 注3：認知件数には、平成 20(2008)年 1 月 11 日から、法改正により、「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

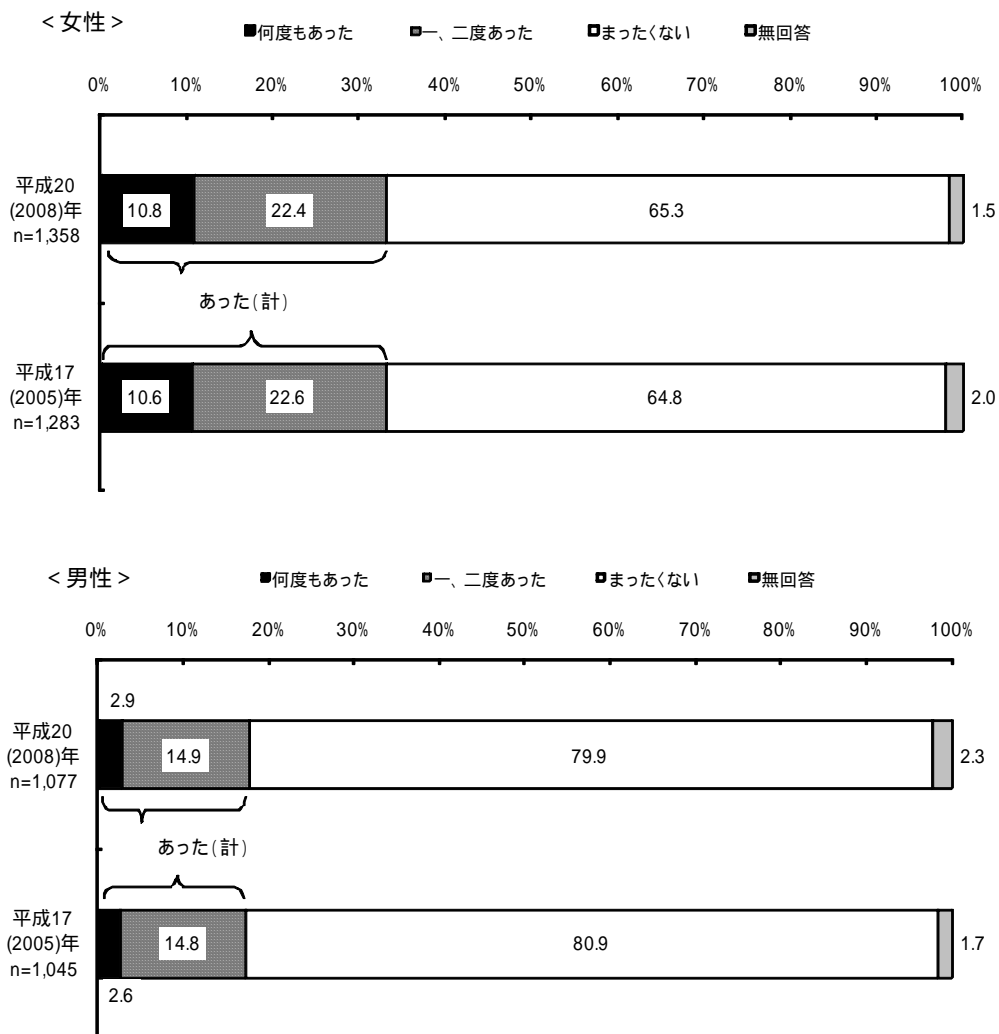
資料：警察庁「配偶者からの暴力事案の対応状況について」及び「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

3. 配偶者からの暴力被害経験

全国の配偶者からの暴力の被害経験をみると、「何度もあった」という人は平成 17 (2005) 年調査で女性の 10.6%、男性の 2.6%、「一、二度あった」という人は女性 22.6%、男性 14.8%であり、これを合計すると、一度でも配偶者からの暴力を受けたことのある人は女性 33.2%、男性 17.4%となっている。平成 20 (2008) 年調査では「何度もあった」という人は女性の 10.8%、男性の 2.9%、「一、二度あった」という人は女性 22.4%、男性 14.9%であり、これを合計すると、一度でも配偶者からの暴力を受けたことのある人は女性 33.2%、男性 17.8%となっている。

図表 - 1 - 6 配偶者からの暴力の被害経験(全国)

(「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。)



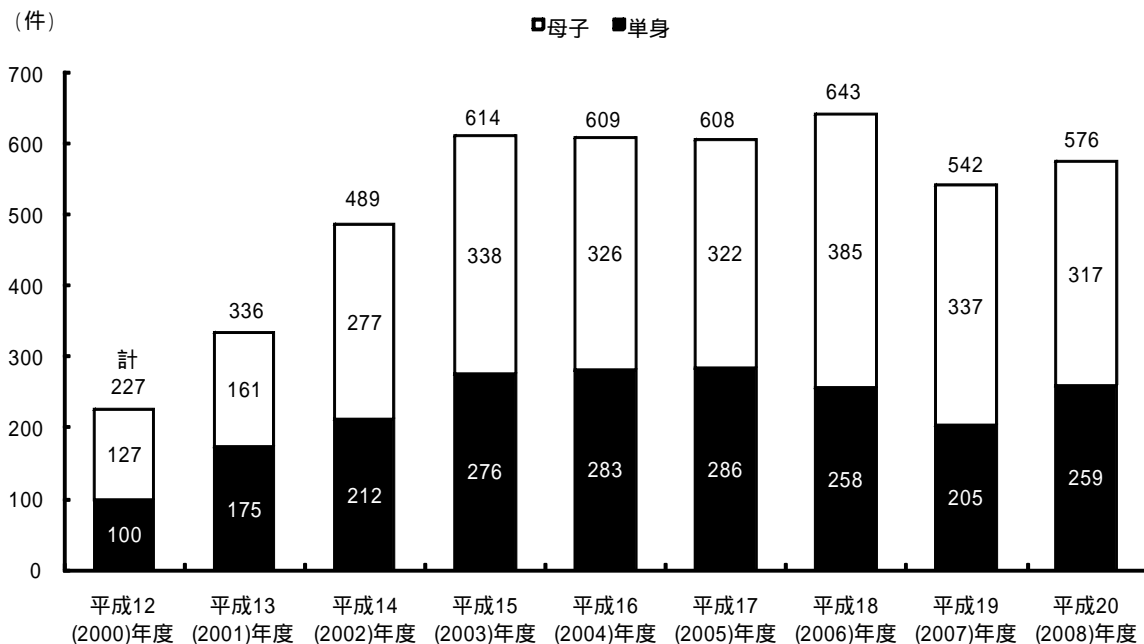
注1：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)より作成。全国の20歳以上の男女5,000人を対象に、無作為抽出によりアンケート調査。本調査項目は、これまでに結婚したことのある人(2,435人)を対象に調査。
 注2：配偶者には、事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。
 注3：「身体的暴行」とは、殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行
 注4：「心理的攻撃」とは、人格を否定する暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、被害者もしくは被害者の家族に危害を加えるのではないかと恐怖を感じるような脅迫
 注5：「性的強要」とは、嫌がっているのに性的な行為を強要されること

資料：内閣府「平成21年版男女共同参画白書」

4. 配偶者暴力による一時保護件数

都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移をみると、平成20(2008)年度は単身での保護が259件、母子での保護が317件で、合わせて576件であった。配偶者暴力防止法が全部施行された平成14(2002)年度以降、一時保護所への入所者は、単身に比べ母子が高い割合になっている。

図表 - 1 - 7 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移(都)



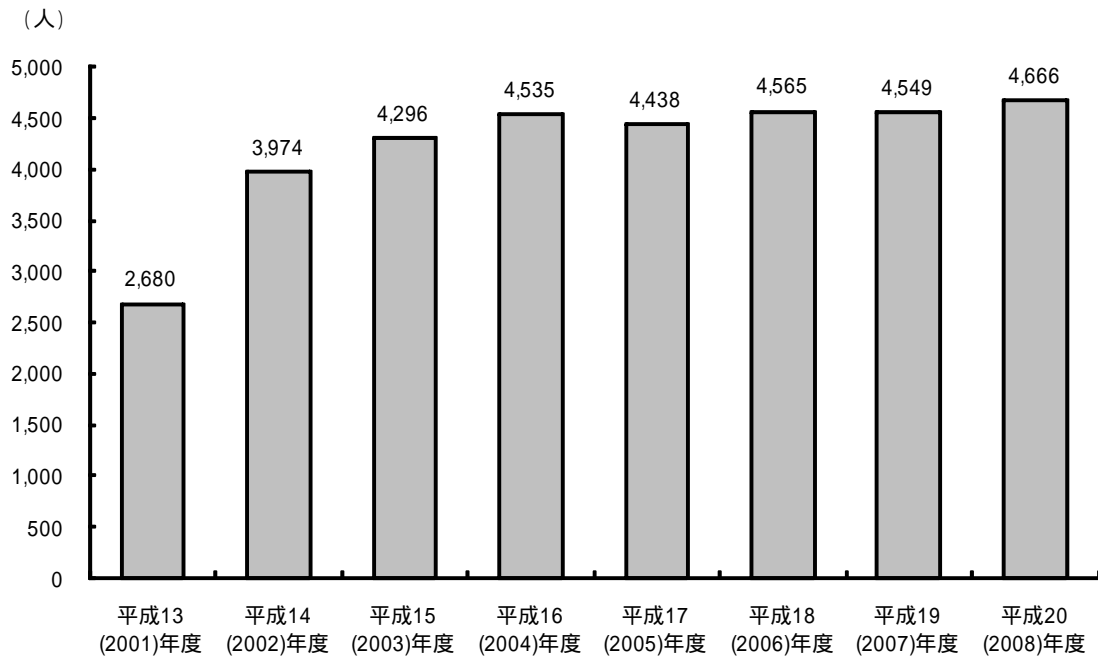
注1：母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっている。

注2：一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条3項3号による件数を指す。

資料：東京都生活文化スポーツ局調べ

全国の婦人相談所に夫等の暴力により一時保護された女性の人数は、平成 20（2008）年度は 4,666 人であった。配偶者暴力防止法が全部施行された平成 14（2002）年度から急増し、その後、4,000 人を超える状況が続いている。

図表 - 1 - 8 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移(全国)



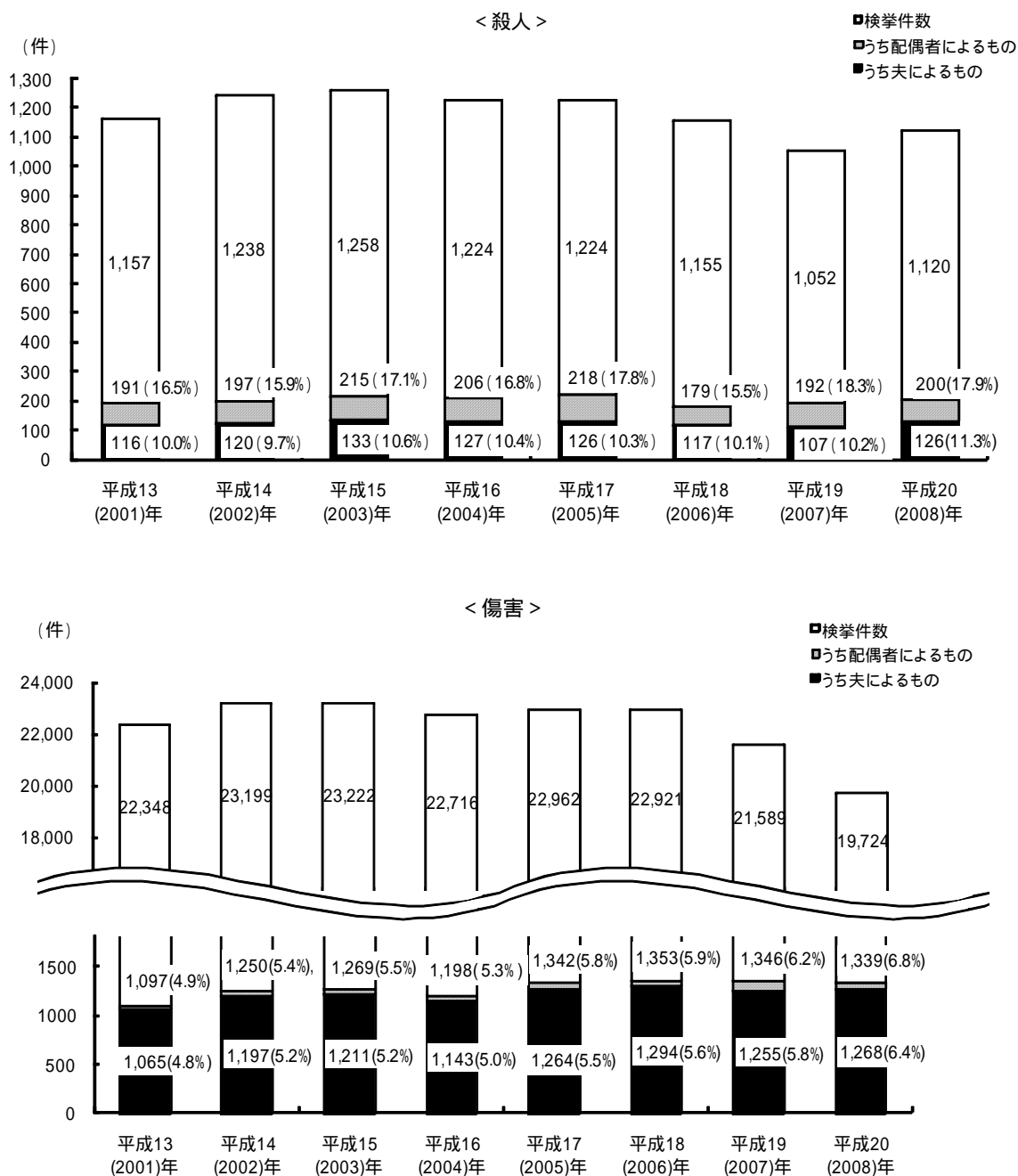
注：一時保護委託分を含む。

資料：厚生労働省調べ

5. 配偶者間における犯罪の検挙件数

犯罪の検挙総数に占める配偶者による犯罪の件数は、殺人では平成20(2008)年は1,120件のうち200件であり、そのうち126件が夫によるものであった。
 傷害では平成20(2008)年は19,724件のうち1,339件が配偶者によるものであり、そのうち1,268件が夫によるものであった。

図表 - 1 - 9 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移(全国)

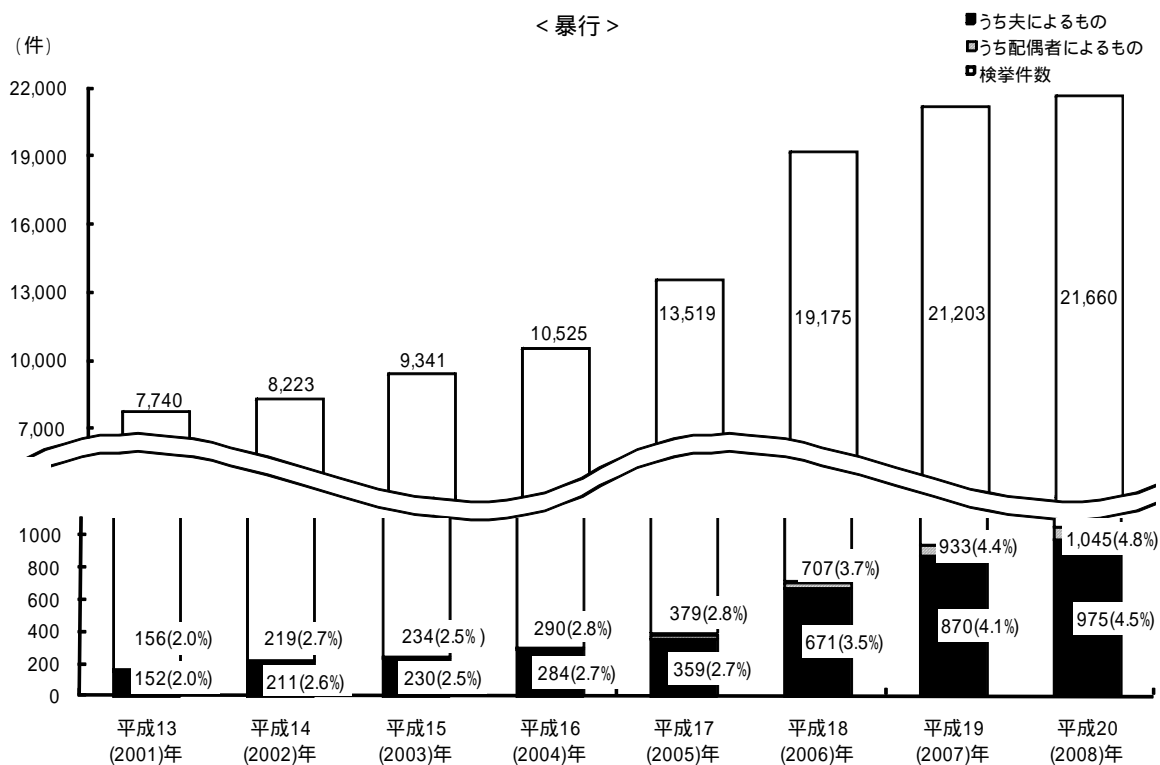


注1：解決事件を除く。

注2：配偶者には内縁関係にある者を含む。

資料：警察庁「平成20年の犯罪情勢」

犯罪の検挙総数のうち、暴行では平成 20 (2008) 年は 21,660 件のうち 1,045 件が配偶者によるものであり、そのうち 975 件が夫によるものであった。暴行による検挙総数の増加が見られるなかで、配偶者による暴行の検挙件数も増加している。



注 1 : 解決事件を除く。

注 2 : 配偶者には内縁関係にある者を含む。

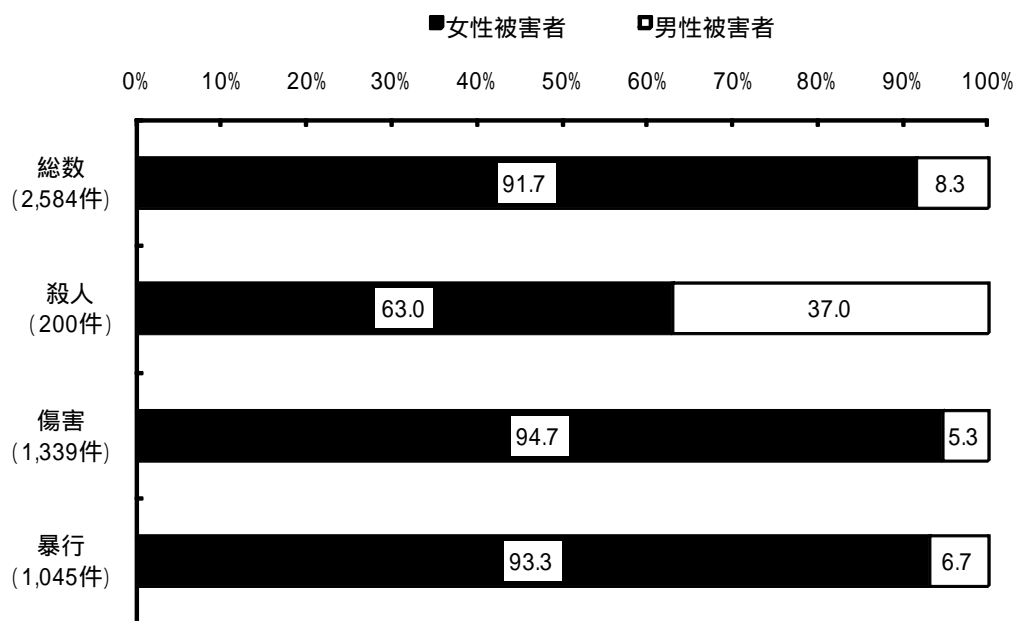
注 3 : 配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力事件だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれる。

資料 : 警察庁「平成 20 年の犯罪情勢」

6. 夫から妻への犯罪の検挙状況

配偶者間における殺人、傷害及び暴行事件の検挙件数をみると、平成 20（2008）年は 2,584 件となっており、被害者の 91.7%を女性が占めている。
殺人については女性の被害者の割合が 63.0%と傷害、暴行に比べて低くなっている。

図表 - 1 - 10 配偶者間における犯罪の検挙件数に占める被害者の男女比(全国)



注 1：平成 20（2008）年の数値

注 2：解決事件を除く。

注 3：総数は、殺人、傷害、暴行の検挙件数の合計を指す。

注 4：配偶者には内縁関係にある者を含む。

注 5：配偶者からの暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力事件だけでなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれる。

資料：警察庁「平成 20 年の犯罪情勢」